

## 2 利用者家族への意識調査結果の概要

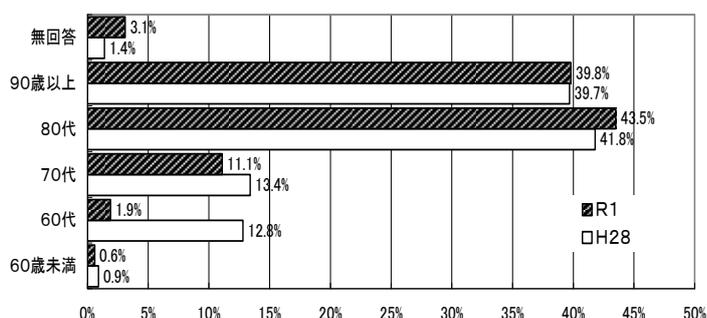
- ◆今回の調査の結果、前回同様、利用者家族の8割以上が身体拘束の意味を理解していると回答している。しかし、身体拘束が禁止されている具体的な行為について聞いてみると、「ミトン型手袋等」について、半数以上の方が「身体拘束にあたると思わない」と回答しており、必ずしも具体的な拘束の手段を理解しているとはいえない。
- ◆身体拘束が原則禁止であることについては、9割が知っており、6割程度がその意義を肯定的に捉えている。しかし、その一方で、家族などへの説明が適正に行われれば、状況によっては、拘束はやむを得ないという認識に立っている。
- ◆身体拘束の実施に際し、利用者家族には、説明を受ける権利がある。そのため、県は、身体拘束の正しい意味及び身体拘束廃止の意義を、より積極的に普及啓発する必要がある。

### 1 利用者の状況 ～女性7割以上、施設の利用期間は3年未満が約7割～

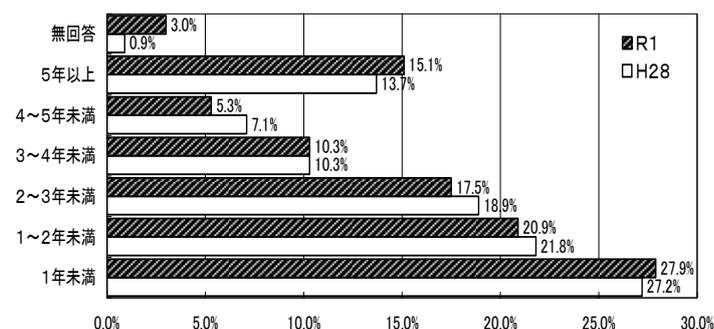
利用者の性別は、「男性」が22.7%、「女性」が74.1%（「無回答」が3.1%）であった。また、年齢別では、「80代」が43.5%、「90歳以上」が39.8%の順に多かった（図表1）。

施設の利用期間については、「1年未満」が27.9%（前回27.2%）、「1～2年未満」が20.9%（前回21.8%）、「2～3年未満」が17.5%（前回18.9%）、「5年以上」が15.1%（前回13.7%）の順に多かった（図表2）。3年未満の利用者は合わせると66.3%を占め、5年以上の長期利用も1割程度いる。

図表1 利用者の年齢構成



図表2 利用期間



### 参考 <回答者（利用者家族）の内訳> (N=955)

① (性別)	② (年齢別)	③ (利用者との続柄)
男性 (36.9%)	20代 (0.3%)	配偶者 (13.4%)
女性 (62.4%)	30代 (2.4%)	子ども (33.6%)
無回答 (0.7%)	40代 (6.7%)	兄弟姉妹 (2.6%)
	50代 (23.8%)	父母 (36.4%)
	60代 (40.8%)	孫 (3.2%)
	70代 (20.2%)	その他親族 (4.1%)
	80代 (4.5%)	その他 (5.1%)
	90歳以上 (0.8%)	無回答 (1.5%)
	無回答 (0.4%)	

## 2 身体拘束に関する認識度

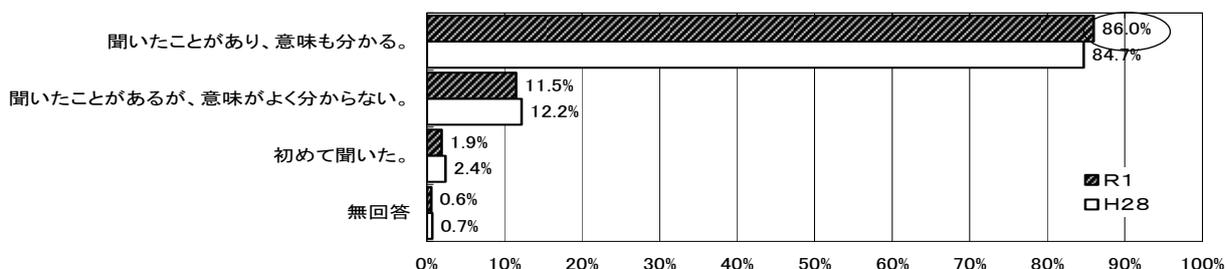
### ～身体拘束の認識度は高いが、拘束をやむを得ないと考える人も～

「身体拘束」という言葉を「聞いたことがあり、意味も分かる。」という回答は、86.0%（前

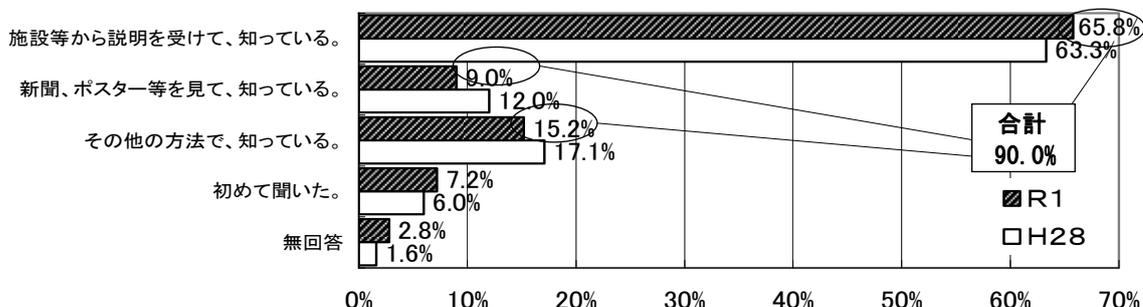
回 84.7%) であり、「初めて聞いた。」は 1.9% (前回 2.4%) であった (図表 3)。

また、介護保険施設等における身体拘束の原則禁止については、「施設等から説明を受けて、知っている。」(65.8%、前回 63.3%)、「その他の方法で、知っている。」(15.2%、前回 17.1%)「新聞、ポスター等を見て、知っている。」(9.0%、前回 12.0%)、であり、合わせると 90% (前回 92.4%) の回答があった (図表 4)。

図表 3 身体拘束の認識度



図表 4 身体拘束の原則禁止についての認識度



さらに、身体拘束が原則禁止となっていることについては、「本人又は家族等に十分な説明があり、同意できれば仕方ない。」(64.4%、前回 64.3%)、「原則禁止となったことは、良いことだと思う。」(60.3%、前回 60.5%) という回答が多いことから、身体拘束は、原則禁止であることは理解しているが、説明・同意が適正に行われれば、やむを得ないという認識に立っていることが推察される (図表 5)。また、「施設等に迷惑が掛るならば、拘束はやむを得ない。」(36.6%、前回 33.8%)、「夜間などは拘束してもらった方が安心できる時がある。」(24.2%、前回 24.4%)、「他の利用者等で暴れたり動き回る人については拘束してもらいたい。」(22.7%、前回 18.9%) という回答が一定数を占めることから、状況次第では、拘束を容認しているといえる。

図表 5 身体拘束の原則禁止についての考え

	H28	R1
本人又は家族等に十分な説明があり、同意できれば仕方ない	64.3%	64.4%
原則禁止となったことは、良いことだと思う	60.5%	60.3%
施設等に迷惑が掛るならば、拘束はやむを得ない	33.8%	36.6%
夜間などは拘束してもらった方が安心できる時がある	24.4%	24.2%
他の利用者等で暴れたり動き回る人については拘束した方がよいと思う。	18.9%	22.7%
本人の安全を守るという理由で拘束するのはおかしいと思う	8.8%	9.2%
わからない	4.5%	4.0%
その他	2.1%	2.5%
無回答	0.9%	0.8%

※回答数の多い順に掲載

その一方で、「本人の安全を守るという理由で拘束するのはおかしいと思う。」は9.2%（前回8.8%）に留まっている。

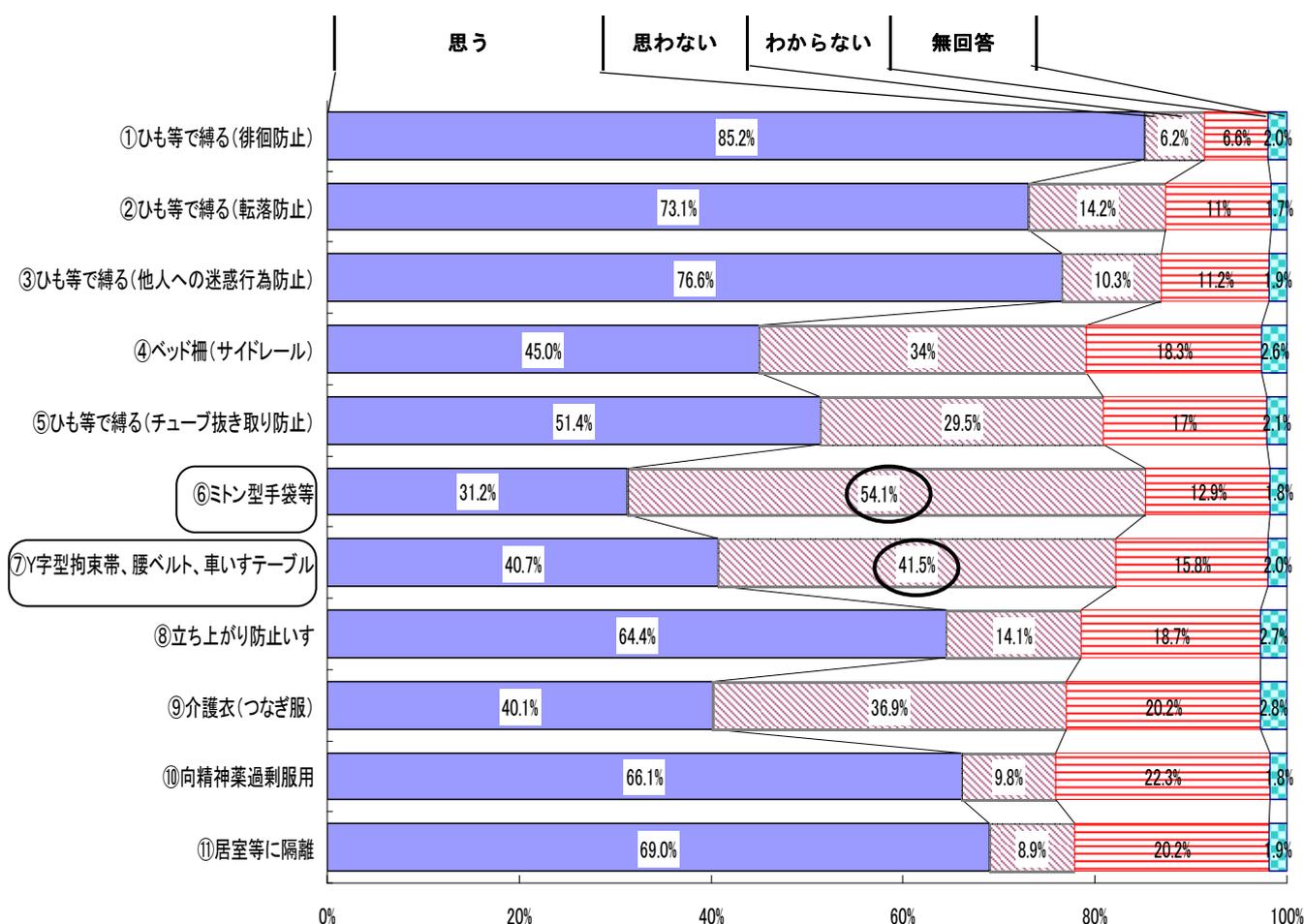
### 3 身体拘束が禁止されている具体的行為に対する意識

#### ～「ミトン型手袋等」について、半数の方が身体拘束にあたると思わない～

身体拘束の禁止規定に該当する具体的行為について、身体拘束にあると「思わない」と回答した割合は、「点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。」(54.1%、前回54.1%)、「車いすやいすからずり落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。」(41.5%、前回41.0%)、「脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。」(36.9%、前回37.2%)、「自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。」(34.0%、前回34.5%)の順に多く、上位2つの行為については、「思わない」が「思う」を上回っており、身体拘束であるとの意識は依然として低い（図表6）。

利用者家族は、事業所側から説明を受けるに当たり、どのような行為が身体拘束にあたるのかについて、正しい理解を促すために、一層の意識啓発を進める必要がある。

図表6 禁止されている具体的行為について、身体拘束にあたると思うか

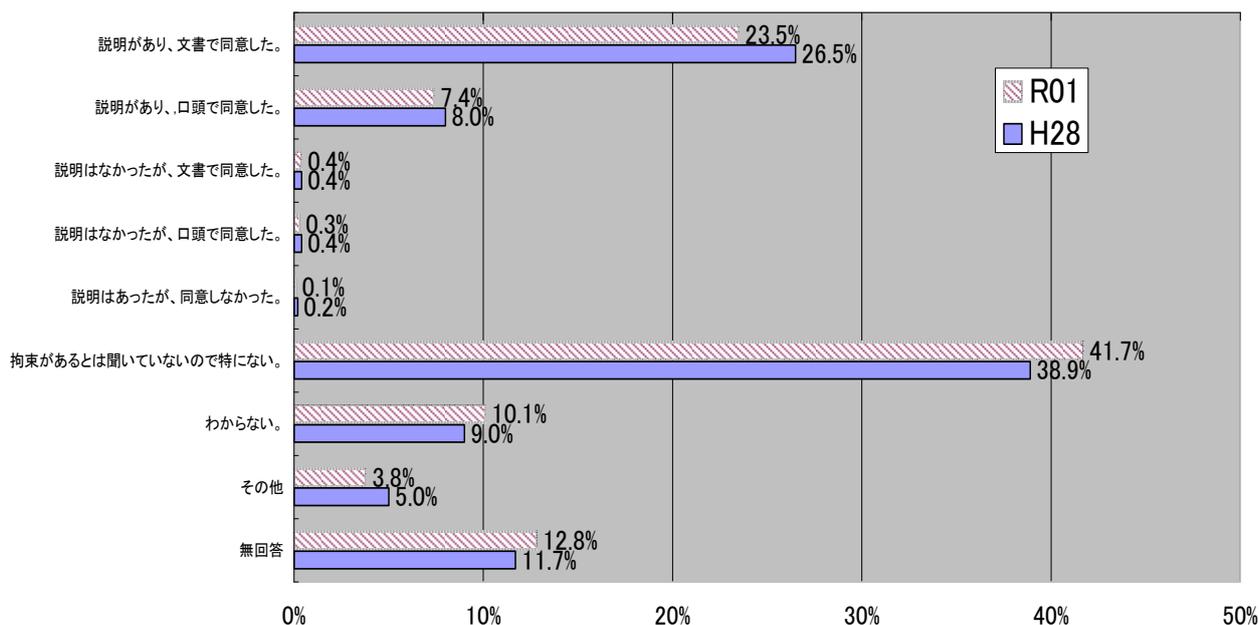


#### 4 身体拘束の手続き ～利用者家族への説明は不徹底～

緊急やむを得ず、身体拘束を実施する場合の利用者又は家族等への説明と同意については、「説明があり、文書で同意した。」が23.5%（前回26.5%）であった（図表7）。一方で、「説明があり、口頭で同意した。」（7.4%、前回8.0%）、「説明はなかったが、口頭で同意した。」（0.3%、前回0.4%）など、取組状況等調査と同様に、家族への説明等が介護現場では必ずしも徹底されていない。

なお、「拘束があるとは聞いていないので特にない。」が41.7%（前回38.9%）となっている。

図表7 身体拘束を実施する場合の手続き



#### 5 まとめ

今回の調査の結果、利用者家族の8割以上が身体拘束の意味を理解していると回答していた。しかし、身体拘束が禁止されている具体的な行為について聞いてみると、「ミトン型手袋等」について、半数強の方が「身体拘束にあたると思わない」と回答しており、必ずしも具体的な拘束の手段を理解しているとはいえない。

また、身体拘束が原則禁止であることについては、9割以上が知っており、6割以上の方がその意義を肯定的に捉えている。しかし、その一方で、家族などへの説明が適正に行われれば、状況によっては、拘束はやむを得ないという認識に立っている。

利用者家族は、身体拘束の実施に際し、事業所側から説明を受けることになっているが、身体拘束を廃止させるためには、事業所側の努力に加え、利用者家族に、身体拘束廃止の意義を正しく理解していただくことが必要である。今後、県としては、「身体拘束廃止フォーラム」などを通して、広く普及啓発に努める必要がある。